



今年1月下旬に新型コロナウイルスの国内での感染者が報告されてから2か月以上がたちました。自分や家族の健康と生活を護ることをこれまで意識したことは、これまでなかったかもしれません。また、働き方についても、一気に変化が訪れた感があります。

COVID-19を乗り切ることが最優先課題として、ERMでは社員とその家族、さらに関係方々の安全を確保し、テレワークを行いながらクライアントとさまざまな会話を行ってきました。そのエッセンスやERMの考えのいくつかを数分の動画でまとめてみましたので、ぜひご覧ください。また、ERM日本の3人のパートナーからの記事もあわせてお読みいただければ幸いに存じます。

動画リスト	
1	ERM's Support to Clients on Responses to the COVID-19 Global Pandemic
2	Managing the Return to Work
3	COVID-19 and Industrial Facilities: Facilities Compliance Issues in North America
4	COVID-19 Response for Mining Companies (日本語)
5	Supply Chain Resilience & Business Continuity - A view on current industry response
6	Crisis Planning and Management
7	Building a Sustainable Future: Anticipating and Managing the Business Risk from Emerging Issues
8	Digitally Enhanced Workflows
9	Remote Audits: The show must go on
10	Using Satellites and Remote Sensing to Assist with Business Continuity
11	ESG Due Diligence: How the Markets See Your Data
12	Multi-disciplinary Engagement on Energy Transition and ESG Topics
13	Understanding the ESG Ratings & Ranking Ecosystem
14	Operationalizing Climate Risks in Oil & Gas
15	Substance of Concern in Products (SCIP) Database Overview
16	Technology Enablement of Product Stewardship Business Processes
17	The Art of Alignment by Sustainability, an ERM company
18	The Climate Decade: Ten Years to Deliver the Paris Agreement
19	The Cost and Value of Carbon

Headline

- COVID-19 パンデミックが示す今後のEHS管理の在り方
- 海外生産拠点の国内回帰やASEAN 移転を政府が支援
- 現地訪問ができないときの環境デューデリジェンス

COVID-19 パンデミックが示す今後のEHS管理の在り方

日本では緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。接触機会の8割削減を目指しテレワークの推進が図られていますが、予想以上に普及出来ていないようです。一方、隣国の台湾では、デジタル技術による「マスク配布システム」などにより、封じ込めに成功したと言われております。近年、日本国内におけるデジタルシフトの遅れが懸念されており、経済産業省は、日本企業における既存のITシステムの課題について、このまま克服出来ない場合、2025年以降、最大12兆円/年の経済損失が生じる可能性があるとして警鐘を鳴らしています(DXレポート:2018年9月発表)

今回のパンデミックは、グローバル企業(特に日本企業)における今後の環境・安全(EHS)管理の在り方についても一石を投じる事になりそうです。ここ数年、弊社には、海外に複数の事業拠点を展開するクライアントからの、EHS監査に関するご依頼が増加しております。その背景は、世界各国で厳格化されるEHS規制や投資家・その他利害関係者からの情報開示要求の高まりを受け、グループ本社としてのEHS管理強化が急務とされるためです。

現状、世界の多くの国で移動制限が行われており、このような状況下では、通常の現地訪問を伴う監査は実施できません。事態収束後には、従来の監査は再開可能ですが、各企業においては、今一度、今回の経験を踏まえた新常態におけるEHS管理方法を検討する事が望まれます。現地訪問のないリモート監査(後述記事「現地訪問ができないときの環境デューデリジェンス」参照)検討もその1案ですが、「非日常」のモニタリングである監査だけでなく、「日常」のモニタリングをデジタルツール活用により強化する事が考えられます。

EHS管理のデジタルシフト先進国の米国を中心に、世界には20社以上のEHS統合ソフトウェアを提供するベンダーがあり、サステナビリティ報告書等のためのデータを収集するだけでなく、EHSインシデント報告及び管理や派生する各担当者のタスク管理、法令順守のモニタリング、監査結果及び是正処置の管理、リスクアセスメントなど、本社及び各事業所で必要とされるEHS管理に必要な多くの機能をカバーする事が可能です。EHS管理のデジタルシフトは、必要なEHS情報を、即時に、効率的に、正確に入手する事が出来るだけでなく、集められた大量のデータを分析し、効果的な先行指標を設定したり、事故防止対策に活かしたりすることが可能となります。ERMでは、クライアントのニーズに合わせたEHS管理のデジタルシフト戦略支援、ソフトウェアの選定・導入支援、EHSデータ管理及び分析サービスを提供しております。

(西 利道)

海外生産拠点の国内回帰やASEAN 移転を政府が支援

4月30日、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、25.6兆円にも上る大型補正予算が成立しました。この中で経済産業省は、サプライチェーン改革として2,486億円の予算を計上しています。これは、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化しているため、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、①国内の生産拠点等の整備や、②ASEAN 諸国等への多元化等を支援するといったものです。前者は、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業として2,200億円が計上され、生産拠点等を日本国内に整備する場合などに、建物や設備の導入に係る経費の1/2（大企業の場合）を補助するものです。後者は、海外サプライチェーン多元化等支援事業として235億円が計上され、ASEAN 等において、衛生関連製品等の供給の多元化や、サプライチェーン多元化（自動車、電機、医療機器、レアメタル等）を行う場合などに、設備導入等に係る経費を1/2（大企業の場合）補助するものです。生産拠点の移転元としては、主に中国を想定していると考えられ、中国の生産拠点の国内回帰、または他のASEAN 諸国への分散化を促すものです。今回の補助金は、規制強化や経費上昇など、中国における最近の様々なリスクから移転を検討している日本企業にとってはその動きを加速させるものになると考えられます。

中国の生産拠点を閉鎖や移転する場合、様々な手続きが必要です。最近の中国は、環境関連の法規制が強化されており、特に土地を売却、あるいは政府に返却する場合は、法的に土壌地下水調査が必要となるケースが多く、たとえ法的な義務はなくても、環境責務を明確にしておくために売却前に調査を実施することが一般的です。調査の結果、基準を超過する場合、追加調査やリスクアセスメントが必要となり、その結果に基づき浄化対策も要求されます。これには年単位の期間が必要となるため、生産拠点の閉鎖を計画通り進めるためには、早い段階からの取り組みが不可欠です。ERMは、中国において多国籍企業の200件以上のサイト閉鎖プロジェクトをサポートしており、その中で環境サイト評価（Phase I & II）、詳細調査、リスクアセスメント、行政交渉、浄化計画作成、土壌地下水浄化工事、設備の解体・閉鎖・除染、許可手続き、資産除去サポート等を実施してきました。また、新たな生産拠点を日本国内や、タイやベトナム等のASEAN 諸国に建設する場合の候補地の環境サイト評価、許認可支援、環境影響評価等のサービスも提供しています。

（石田 浩昭）

現地訪問ができないときの環境デューデリジェンス

通常のDDでは、関連資料を読み、現地訪問をして事業や物件を観察し、加えて、インタビューやQAのやりとりをおこないますが、COVID-19パンデミックによって現地訪問をおこなうことが国地域を問わず非常に難しくなっています。

まず、現地訪問を行わないフェーズ1調査は有効でしょうか？フェーズ1調査の実務的なガイドラインであるE1527を発行しているASTMによると、現地訪問ができないことは必ずしもフェーズ1調査の有効性を損なうものではなく、現地訪問ができなかったことをData Gapとして報告し、そして、現地訪問ができなかったことが結論にどう影響するかについて、環境専門家としての見解を報告書に述べることで、とされています。つまり、調査のために可能な努力を尽くしたかが重要である、とのスタンスです。

つぎに、可能な努力として何ができるでしょうか？たとえば、対象事業者に依頼して、主要な設備やその管理状況がわかるような写真や動画を撮ってもらう、Webカメラで実況中継をもらう、あるいは、専門サービス会社を利用して最新の高分解像度衛星写真を購入する、といったアプローチがとれるかもしれません（米国やヨーロッパのERMでは衛星写真を取り寄せて、工場敷地内に不審なものがないかをチェックするという評価をおこない、クライアントから他の用途でも使えないか、といったフィードバックをもらっています）。

さて、ERMのこれまでの経験からは、M&Aの環境DDのおよそ3割において、時間的な制約や守秘性の観点から、現地訪問ができないまま報告書の提出に至っています。対象事業による環境負荷が少なく、排水水質等のモニタリングデータに問題がなく、過去に土壌地下水汚染の調査がおこなわれているような状況であれば、現地訪問の必要性はそれほど高くはないかもしれません。また、受容しづらい環境リスクがあれば、現地訪問ができなかったことを前提として契約交渉で将来リスクを相手側に寄せることも可能かもしれません。とはいえ、操業開始から何十年も経過しているような工場や建物について現地訪問を行わなくてよいという判断を下すことは、われわれ評価者としては難しいのも事実です。

各国で移動制限が解除された後は、マスク着用、手消毒、Social distancingを意識して、徐々に現地訪問が行われるようになってゆくと考えられます。デジタルツールを活用したDD（バーチャルDD）もいろいろ試行錯誤され、数年後には一般的になっている手法が生まれるかもしれません。

（坂野 且典）

緊急事態宣言は継続していますが、再始動の機運が徐々に高まってきているように感じます。皆様が健康であり、このような状態がはやく解除されることを心から願っています。

Newsletter 全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニュースレターはイー・アール・エルム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社が帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に掲載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンク起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望される場合は、お手数ですが ERM.JapanNewsletter@erm.com までご連絡いただけますようお願い申し上げます。